

## 滋賀県離島振興計画の策定について

近江八幡市沖島が、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域に指定されたことを踏まえ、離島振興法(昭和28年法律第72号)第4条第1項の規定に基づき、離島振興の基本的指針を示した滋賀県離島振興計画を策定する。

### 記

#### 1 計画の位置づけ

##### ○財政上の措置等(法第6条)

国は、離島振興計画の円滑な実施その他の振興に必要な財政上の措置を講ずることとされている。

##### ○国の負担・補助の割合の特例等(法第7条)

離島振興計画に基づく事業に要する費用については、補助率の嵩上げなどの特例措置の対象となる(別に定める事業)。

#### 2 計画作成の流れ

日程	近江八幡市	滋賀県	国(国土交通省)
4月		○沖島視察(4/10) ・現地を視察し、沖島住民と意見交換	○改正離島振興法施行(4/1)
5月		○総務・企業常任委員会(5/15) ・離島振興計画策定の概要の説明	
6月		○第1回庁内連絡調整会議(6/7)	
7月		○第2回庁内連絡調整会議(7/19)	○離島振興対策実施地域指定 (指定=7/17・官報告示=7/31) ← ○スケジュール通知(7/31)
8月		○総務・企業常任委員会行政調査(8/23) ○離島振興計画(案)の提出依頼(8/26)	
9月	○離島振興計画(案)を提出(9/10) →		
10月		○総務・企業常任委員会(10/4) ・県離島振興計画の策定状況と骨子の説明 ○第3回庁内連絡調整会議(10/7)	
11月		○沖島住民と意見交換(11/29)	
12月		○総務・企業常任委員会(12/13) ・県離島振興計画(案)の報告 ○県離島振興計画を正式提出 ※提出期限12/27(近江八幡市へも通知)	→ ○関係各省庁へ内容通知
1月~			← ○適合通知